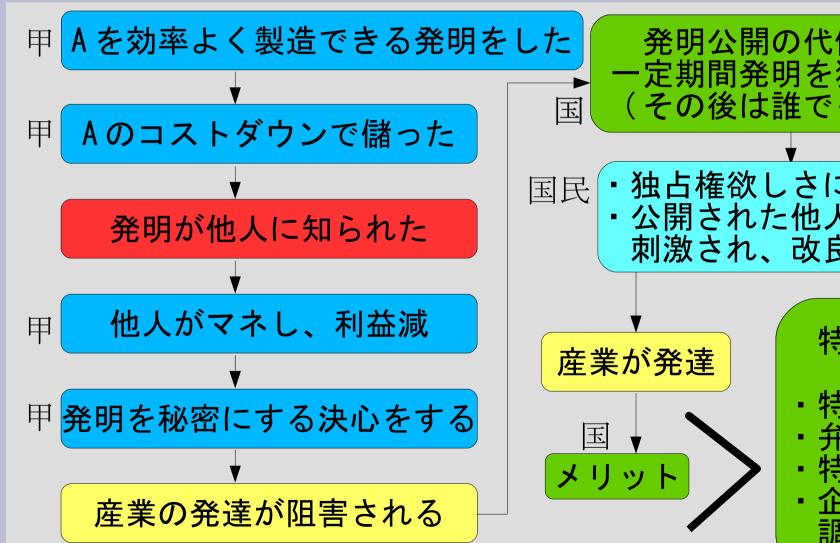
特許制度の存在理由

(なぜ国が個人等に独占権を与えるのか?)



発明公開の代償として 一定期間発明を独占させる (その後は誰でも実施可)

国民・独占権欲しさに発明意欲増

- 公開された他人の発明に 刺激され、改良発明

特許制度の

- 特許庁の維持
- 弁理士制度
- 特許法学者
- 企業の出願や 調査

▶ 時間

商標制度の存在意義 (なぜ国が商標を保護するのか?)

目的:①商標の使用者の業務上の信用の維持

②需要者の利益保護 ③産業の発達

使用開始当初

使用継続

ABC 無価値

- ・商標が商品の品質を象徴
- 事業者の信用が商標に蓄積
- 無意識に商標を手がかりに商品を購入



保護価値発生!!

理由:模倣品が出回ると

- ・信用が横取りされる・・・① ・偽物を購入・・・・・② ・取引秩序が崩壊・・・・・3